

第 15 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 3 年 8 月 25 日							
開 催 場 所	行 田 市 役 所 305 会 議 室							
開 議 時 刻	9 時 00 分							
閉議時刻	9 時 55 分							
会 長	大関守宏		会長代理		島田勇・藤間光治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出○席 欠席		9	町 田 実	出○席 欠席	
	2	島 田 勇	出○席 欠席		10	藤 間 光 治	出○席 欠席	
	3	大 関 守 宏	出○席 欠席		11	中 村 賢 一	出○席 欠席	
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠席		12	新 井 健 一	出○席 欠席	
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠席		13	太 田 浩	出○席 欠席	
	6	長 谷 部 明	出○席 欠席					
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠席					
8	宮 崎 薫	出○席 欠席						

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	瀧田孝市	出○席 欠席	⑪		
	②			⑫	門倉浩一	出席 欠○席
	③			⑬		
	④			⑭	小川勢津雄	出○席 欠席
	⑤	吉田隆	出席 欠○席	⑮		
	⑥			⑯		
	⑦			⑰		
	⑧	永沼勝美	出○席 欠席	⑱		
	⑨			⑲	山口裕久	出○席 欠席
	⑩			⑳	松崎誠	出○席 欠席
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	大淵大輔

1 開会	事務局次長	開会宣告（9：00）
2 会長あいさつ	会長	あいさつ
3 議長選出		農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）
4 議事録署名人の選出	議長	議事録署名人の選出についてですが、長谷部委員、石井委員のご両名にお願いいたします。
5 議事		それでは、これより議事に入ります。
「議案第1号」		はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
農地法第3条第1項	事務局次長	事務局より説明をいたさせます。
の規定による許可申請		議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。
書に対する審議について		議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、2件となっております。
		進行番号1でございますが、野〇〇〇番地〇〇〇〇さんが、東京都世田谷区〇〇〇〇丁目〇〇番〇号〇〇〇〇さんが所有する野字〇〇〇〇番〇、地目：畑、317㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。
		場所につきましては、位置図の1ページ、上の斜線部分をご覧ください。県道行田蓮田線の西に位置する野地内のご覧の農地でございます。
		次に進行番号2でございますが、同じく野〇〇〇番地〇〇〇〇さんが、野〇〇〇番地〇〇〇〇さんが所有する野字〇〇〇〇番〇、地目：畑、307㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。
		場所につきましては、位置図の1ページ、下の斜線部分をご覧ください。鴻巣市境に接する野地内の農振農用地でございます。
		以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。
	議長	以上、説明とさせていただきます。
		事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
	議長	（なし）
		ご意見、ご質問が無いようですので、議案第1号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。

『議案第 2 号』
農地法第 4 条第 1 項
の規定による許可申請
書に対する審議につい
て

議長

事務局次長

(全員挙手)

挙手全員と認めます。よって議案第 1 号は承認することといたします。
次に、『議案第 2 号』農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたしま

す。
事務局より説明をいたさせます。
議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。
議案書の 1 ページをお願いいたします。議案第 2 号は、5 件となっております。
進行番号 1 でございますが、酒巻〇〇〇〇番地〇 〇〇〇さんが、自己所有の酒巻字〇〇〇〇〇〇番〇、
地目：田、6 7 m² 外 1 筆、計 1 6 1 m² について、農家住宅敷地にしたいとして申請があったものでござい

ます。
申請人は、現在、酒巻地内で農業を営んでおりますが、利根川の堤防拡幅事業による公共移転に伴い、建
物の配置を全体的に南側へ移動することになったため、既存倉庫への農業機械等の円滑な出入りが出来るよう
に一部拡張し、また、進入路部分が調査により農地上にあることが判明したことからこの部分を是正しよう
とするものでございます。申請地は集落内に介在する農地であり、また、進入路部分は、昭和 4 5 年の都市
計画の区域区分の設定以前から利用していることが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への
影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の 2 ページをご覧ください。県道羽生妻沼線の北に位置する酒巻地内の集落内
農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積
は、1, 5 4 6. 1 6 m²になる予定でございます。

次に進行番号 2 でございますが、下中条〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、自己所有の下中条字〇〇〇〇〇
〇〇〇番〇 2、地目：畑、2 4 8 m² 外 3 筆、計 8 7 1 m² について、農家住宅敷地にしたいとして申請があ
ったものでございます。

申請人は、現在、下中条地内で農業を営んでおりますが、利根川の堤防拡幅事業による公共移転に伴い、
敷地を調査したところ、敷地が農地のままであることが判明しました。今回、この状態を是正するため申請
がなされたものですが、申請人は始末書を提出し、深く反省しております。また、住宅部分については昭和
4 5 年の都市計画の区域区分の設定以前から利用していることが航空写真により確認でき、転用すること
による周囲への影響もないことから申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の 3 ページをご覧ください。県道羽生妻沼線の北に位置する下中条地内の集落
内農地でございます。

次に進行番号3でございますが、桜町〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが、自己所有の長野字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、902㎡ 外1筆、計1,391㎡について、長屋建住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、会社員であり、これまでは父親が耕作しておりましたが、近年は高齢のため農作業が厳しくなってきておりました。申請地周辺は宅地が多く、学校などもあり借家需要が高いと思われることから、この度、長屋建住宅の建築を計画し、申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。秩父鉄道の西に位置する長野地内の集落内農地でございます。

次に進行番号4でございますが、下須戸〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、自己所有の下須戸字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、734㎡について、住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は今年に入り相続登記等を行いました。その調査の際、農地法の手続きをしていないことが判明いたしました。申請地は、昭和45年の都市計画の区域区分の設定以前から農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。県道上新郷埼玉線の西に位置する下須戸地内の集落内農地でございます。

次に進行番号5でございますが、下須戸〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、自己所有の下須戸字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、90㎡について、住宅へ接続する道路の拡幅をしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、拡幅する道路の突き当たりとなる住宅で生活しておりますが、市道の幅員が非常に狭く、緊急車両等の通行に支障があることを以前から大変心配しておりました。一部住宅の手前につきましては今年2月に当農業委員会でご審議いただき、3月の許可後、工事着手し、既に完了しているところでございますが、今回はその延長線上の部分について申請がなされたものであり、早急な市の道路整備も見込めないことから自ら拡幅し、整備することにしたものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。星川の西側に位置する下須戸地内の集落内農地でございます。

以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る8月20日、現地調査をしていただいておりますので、藤間委員にご報告をお願いいたします。

<p>『議案第3号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	藤間委員	<p>去る8月20日、私と中村委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>事務局から議案第2号についての説明及び藤間委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	議長	<p>(なし) ご意見、ご質問が無いようですので、議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	議長	<p>(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p>
	事務局次長	<p>次に、『議案第3号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の2ページをお願いいたします。議案第3号は、3件となっております。 進行番号1でございますが、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字〇〇〇〇〇〇〇番、地目：畑、952㎡ 外1筆、計1, 295㎡について、売買により駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は、現在、市内に本社、工場を置き、漬物の製造・販売をしておりますが、事業を拡大していくなかで従業員数も昨年と今年だけで29名増えております。このため、既存の駐車場だけでは不足し、現在は臨時的に原材料置場等に駐車しておりますが、作業に支障をきたすことがあることから、駐車場用地の拡張を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。埼玉中学校の北に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。 次に進行番号2でございますが、群馬県館林市〇〇〇丁目〇番地〇〇-〇〇〇-〇〇〇号 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇〇さんが、堤根〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する佐間字〇〇〇〇〇〇番、地目：田、998㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございま</p>

		<p>す。</p> <p>申請人は、群馬県館林市に本社を置き、太陽光発電事業を営んでおりますが、本社近県で事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。</p> <p>事業計画では、太陽光パネルを計360枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。年間発電量は、12万2,604kwhで、設備の周囲を高さ1.5mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。斜線部分の左側で行田市斎場の北に位置する佐間地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号3でございますが、群馬県邑楽郡板倉町〇〇〇〇〇〇番地 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇さんが、渡柳〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する佐間字〇〇〇〇〇〇番、地目：田、998㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、群馬県内に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。</p> <p>事業計画では、太陽光パネルを計376枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。年間発電量は、12万7,753kwhで、設備の周囲を高さ1.5mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。斜線部分の右側で行田市斎場の北に位置する佐間地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る8月20日、現地調査をしていただいておりますので、中村委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る8月20日、私と藤間委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第3号についての説明及び中村委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p>
--	--	--

<p>『議案第4号』 農用地利用集積計画 について</p>	<p>議長</p>	<p>ご意見、ご質問が無いようですので、議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	<p>議長</p>	<p>(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。</p>
	<p>事務局次長</p>	<p>次に、『議案第4号』農用地利用集積計画について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第4号「農用地利用集積計画について」ご説明申し上げます。 議案書の2ページをお願いいたします。 本計画は、農業経営基盤強化促進法により、市が農業委員会の決定を経て、定めなければならないとされておりますことから、市農政課より、当委員会の意見を求められているものでございます。 今回の利用権設定は農地中間管理事業に基づくものであり、11月15日を開始日とするものでございます。件数が多いため、個々の案件については、後で御確認いただき、お手元に配布してあります別紙 議案第4号「農用地利用集積計画について」によりご説明させていただきます。 (1) 利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係についてですが、最後のページ、13ページの「農用地利用集積計画集計表」によりご説明いたします。お手数ですが13ページをご覧ください。 まず、申し出のあった総件数は、13ページの一番右下、61件、面積の合計は、20万3,504㎡となっております。 次に、設定期間ごとにご説明いたします。1番上の表の期間設定が1年から4年の短期設定及び2番目の表の5年から8年までの中期設定につきましては、賃貸借権、使用貸借権いずれもございません。0でございます。3番目の表の9年以上の長期設定につきましては、賃貸借権が、新規58件、面積19万2,936㎡、再設定0件、計58件、19万2,936㎡でございます。使用貸借権につきましては、新規3件、面積1万568㎡、再設定0件、計3件、1万568㎡でございます。4番目の表の合計として、新規61件、面積20万3,504㎡、再設定は0件でございます。 以上で、議案第4号の説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。 以上、説明とさせていただきます。</p>
	<p>議長</p>	<p>事務局から議案第4号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 (なし)</p>

<p>『議案第 5 号』 農用地利用配分計画 (案) について</p>	<p>議長</p>	<p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第 4 号につきまして原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	<p>議長</p>	<p>(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第 4 号は承認することといたします。 次に、『議案第 5 号』農用地利用配分計画 (案) について、を議題といたします。 なお、この案件は、農業委員自らが関係する案件でございます。「農業委員会等に関する法律」第 3 1 条の規定により議事参与の制限が適用されますので、伊東委員、新井委員には一時退席をお願いいたします。 (伊東委員、新井委員一時退席)</p>
	<p>議長 事務局次長</p>	<p>事務局より説明をいたさせます。 議案第 5 号「農用地利用配分計画 (案) について」ご説明申し上げます。 議案書の 2 ページをお願いいたします。 議案第 4 号でご審議いただきました農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構が借り受けた農地につきまして、今度は、農地中間管理機構から借り受け希望者へ貸し付けるにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、市農政課より農用地利用配分計画案の意見照会があり、当委員会の意見を求められているものでございます。件数が多いため、個々の案件については、後で御確認いただき、お手元に配布してあります別紙、議案第 5 号「農用地利用配分計画 (案) について」によりご説明させていただきます。17 ページからの「農用地利用配分計画 (案) 集計表」をご覧ください。表の番号 1～6、行田市大字関根〇〇〇番地 〇〇〇〇さん 外 7 名及び 6 法人より、農地中間管理機構から農地を借り受けたいとして申し出があったものでございます。 続きまして、18 ページをご覧ください。借り受け希望者へ貸付を行う総筆数は、18 ページの表の一番右下、300 筆、面積の合計は、24 万 5,859 ㎡となっております。内訳としましては、賃貸借 260 筆、面積 22 万 2,755 ㎡、使用貸借 40 筆、面積 2 万 3,104 ㎡でございます。設定期間は、新規設定につきましては、すべて 10 年であり、転貸については、残存期間となっております。 以上で、議案第 5 号の説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。 以上、説明とさせていただきます。</p>
	<p>議長</p>	<p>事務局から議案第 5 号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>中村委員</p>	<p>賃料についてですが、土地改良区費は貸人、借人のどちらが払うものなのですか。いつも困ってしまうの</p>

	主任 中村委員 議長 議長 議長 議長	<p>ですが、どちらが払うか行田市全体で決めて資料として表面化する必要があると思います。中間管理については、地区ごとに決めています。農政課で資料を持っています。分かりました。他にございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>他にご意見、ご質問がないようですので、議案第5号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第5号は承認することといたします。退席した委員の入室を求めます。</p> <p>(伊東委員、新井委員入室)</p> <p>伊藤委員、新井委員に申し上げます。議案第5号は原案のとおり承認されました。</p>
報告事項	主任	<p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>議案書3ページをお願いいたします。(1)及び(2)につきましては市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、1件の届出があり、転用目的は、住宅敷地でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(2)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、利用権等により農地の貸し借りを行っていたものを解約した場合に、農業委員会に対し、通知するものでございます。2件の届出があり、合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p>
6 その他	議長 事務局長 主任	<p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しく願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。委員の皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地パトロールの日程調査票の提出について

7 閉会	農政課主任 事務局長	<ul style="list-style-type: none">・農地利用最適化活動活性化研修会について・配布物の配布について（加須農林振興センターだより等）・令和3年度浚渫要望について 以上をもちまして、第15回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。 (9:55)
------	---------------	---

と
認
め
た
事
項
と
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....